

「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）人権啓発推進僧侶研修会 開催要項

1. 趣 旨

宗門では、2012年度より「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）＜以下実践運動＞と運動名称を改め、それまでの基幹運動の成果を踏まえた、「実践運動」総合基本計画に基づき展開しています。

専如門主は、「伝灯奉告法要についての消息」において「私たちは、凡愚のまま摂め取って捨てないとはたらき続けていくくださる阿弥陀如来のお慈悲を聞信させていただき、その有り難さ尊さを一人でも多くの方に伝えることが大切です。それとともに仏智に教え導かれて生きる念仏者として、山積する現代社会の多くの課題に積極的に取り組んでいく必要があります。まさにこのような営みの先にこそ、『自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現に貢献する』道が拓かれていくのでありましよう」と示されました。これらを受けて、総合基本計画には「現代に生きる私たちには、災害支援、エネルギーや環境問題、経済格差、自死、過疎、少子高齢化などの社会問題があり、さらには、依然として非戦・平和や人権・差別の問題があります」と取り組むべき諸課題が掲げられています。

総合基本計画の策定趣旨に基づく研修として、これまでの学びを踏まえ、宗門における人権・差別問題の課題を教区・組の取り組みを通して学びを深め、僧侶としての課題に繋げていきたいと思えます。特に今日的課題となった過去帳等個人情報に関しては、これからの寺院活動においても大切な課題となりますため、関連資料やリーフレットなどを積極的に活用した研修会の開催が望まれます。

私たちの周りにおける人権・差別問題を課題として、具体的な取り組みを实践することは、『宗制』に定められた「自他共に心豊かに生きることのできる社会」の実現につながります。本年度も御同朋の社会をめざして、ともに実践運動を進めてまいりましょう。

2. 研修課題

① 過去帳又はこれに類する帳簿の取扱について

〔過去帳等の記録は個人情報であり身元調査に利用されないため『「過去帳等取扱基準」及び新「差別事件糾明のための方途」学習会用冊子』を利用し研修を行なう。〕

② 教区又は組が独自に設定する人権・差別問題について

〔<参考例>
(1) 同和問題（部落差別解消推進法） (2) インターネットによる人権侵害
(3) ハンセン病問題 (4) L G B T (5) 女性差別 (6) ハラスメント
(7) 外国人差別（ヘイトスピーチ・ヘイトスピーチ解消法）
(8) 障害者問題（障害者差別解消法） (9) 非戦平和 (10) 高齢者等〕

③ 教団における差別問題について

〔「2012（平成24）・2013（平成25）年度第1連区布教使研修会差別発言問題等」を通して、差別についての学びを深め、教団と僧侶の課題を明らかにする。〕

④ 災害時における人権侵害等について

〔宗門の重点プロジェクトの取り組みの一つとして策定した「災害時における人権侵害等についての基本構想」に基づく研修とする。〕

3. 開催期間

2017（平成29）年度内の開催とします。（出来るだけ年内に開催ください）

4. 開催場所

組内寺院・教務所（別院）・その他

5. 開催方法

年度当初に、教区と組で協議・相談のうえ、課題①～④の範囲でやり易い運営方法で開催してください。

○研修会の開催形式は、各組での開催を原則とします。

（但し、地域的な諸事情を考慮し2組、3組と合同で開催することも可能です。）

○全僧侶への周知案内に留意ください。

6. 講師出講制度について

[1] 教区・組内の講師

- ・実践運動に関する研修であることから、なるべく組内僧侶を中心に、又は教区内僧侶などをもって講師としてください。
- ・講師は課題について、話し合い（班別討議）など、参加者の発言が得られるよう配慮してください。設定した課題によっては、外部講師も予想されますが、その場合においても同様の配慮を行ってください。

[2] 一般財団法人同和教育振興会の講師斡旋【研修課題①・③の研修を行う場合】

- ・同和教育振興会の講師派遣制度を利用することができます。この場合、派遣にかかる交通費は同和教育振興会が負担いたしますが、謝礼・宿泊費・その他講師招請にかかる経費は主催者側(組)の負担となります。尚、講師の指定は出来ません。

〔 同和教育振興会負担経費(交通費)には、予算の上限があるため、希望の際は早めに教務所を通じて社会部<人権問題担当>宛、ご連絡ください。 〕

《※同和教育振興会の講師派遣利用にかかる事務手続きについて》

- (1) 別紙申請書<様式④>（同和教育振興会宛提出用）を利用ください。
- (2) 原則として、開催日の2ヵ月前迄に申請を行うものとします。
- (3) 都合により要請に応じられない場合があるため、少なくとも第2希望まで派遣希望日を設定してください。
- (4) 研修会開催日から1ヵ月以内に、別紙報告書<様式⑤>を同和教育振興会宛提出ください。

[3] 宗派からの講師派遣制度の利用【研修課題②・④の研修を行う場合】

- ・「御同朋の社会をめざす運動（実践運動）人権啓発推進僧侶研修会」とする場合で研修課題②の「人権・差別問題」もしくは④の「災害時における人権侵害」に関する研修会として実施される場合にのみ講師派遣制度の対象となります。
- ・重点プロジェクト推進室の「研修会講師派遣等にかかる対応」を利用することができます（別様式）。<派遣経費は宗派負担>
- ・テーマ及び出向日程については重点プロジェクト推進室を通じて予めご相談ください。
- ・伝道本部各室部長及び総合研究所研究員等、宗務所員を講師として派遣致しますので宗務の都合等により要請に応じられない場合もあります。

7. プログラム 基本日程 (案) 【150分設定】

時間配分	プログラム	備 考
15分	開会式 *勤行 *挨拶	趣旨説明含
60分	問題提起	講師
35分	話し合い (班別討議)	座長・記録
5分	休憩	
30分	全体討議 *話し合い報告 *全体討議 *まとめ	討議司会 講師
5分	閉会式 *挨拶	

※参加人数により内容を変更することも可能です。

8. 助 成 金

研修課題①～④いずれかの内容を行った研修に対し、助成金を交付します。

- (1) 研修会終了の組へ1回に限り助成金を交付します。
- (2) 組に対して3万円を助成します。

9. 開催後の事務手続き・報告書の提出について

- (1) 宗派への事務手続の都合上、開催日の1ヵ月以内に教務所へ「報告書(様式③)」を提出ください。
 ※教務所にて受付日・確認印押印後、1部を控えとして返却いたします。
 ※特に3月開催分については、開催後、直ちに教区へ提出ください。
 ※研修会のレジュメ等提供可能な資料教材がある場合は提出ください。
 ※報告書は、2組以上の合同開催の場合も各組より提出してください。また報告書内の「研修をふりかえって」には、各組内よりの研修を受けて、人権・差別に関する意見・感想を詳細に記入してください。
- (2) 開催日より2ヵ月を超えて報告書提出された場合は、助成金は交付できません。
- (3) 開催報告書は、毎年、書式を検討し若干の変更があるため、必ず当年度配布分を利用のこと。

10. 研 修 資 料

- ①「過去帳等取扱基準」及び新「差別事件糾明のための方途」学習会用冊子
 - ②「過去帳又はこれに類する帳簿の取扱基準・過去帳又はこれに類する帳簿の取扱いについて」
 - ③新「差別事件 糾明のための方途」(冊子)
 - ④身元調査拒否リーフレット(寺族向け・門信徒向け)
 - ⑤啓発リーフレット「災害と人権」
 - ⑥2014年宗報5月号(災害時における人権侵害等について)
 - ⑦「部落差別 現実からの出発」(大阪教区発行)
 - ⑧組で独自に選定・作成した資料
 - ⑨2015年宗報11・12合併号(第1連区布教使研修会における差別発言問題概要)
 - ⑩2016年宗報3月号(別け隔てられず、共に生きられる社会のために)
 - ⑪2016年宗報6月号(子どもの声の向こうに)
 - ⑫2016年宗報9月号(念仏者として性と生を考える)
 - ⑬2016年宗報11・12月号(御同朋の社会をめざすことは、差別を許さない社会をめざすことです)
 - ⑭2017年宗報2月号(差別の現実と向き合い続ける)
 - ⑮2017年宗報6月号(「部落差別の解消の推進に関する法律」の意義について)
- ※上記②④⑤⑩⑪⑫⑬⑭⑮は、本願寺のHP内の[お知らせ]ページより[社会部<人権問題担当>よりの啓発資料のお知らせ]項目から、閲覧もしくはダウンロードできます。

1 1. 添付書類

- (1) 「研修会報告書」〈様式③〉
- (2) 同和教育振興会「人権啓発推進僧侶研修会講師派遣申請書」〈様式④〉
- (3) 同和教育振興会「人権啓発推進僧侶研修会講師派遣報告書」〈様式⑤〉
- (4) 重点プロジェクト推進室の「研修会講師派遣等にかかる対応」〈別添〉
※上記(2)(3)は、同和教育振興会宛提出

以 上